

地域の皆さんが温かく見守るまち「あびら」

安平町地域見守りネットワーク



安平町では、高齢者やしょうがい者、子どもたちが住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、町内全体で見守り支え合う仕組みをつくるため、「安平町地域見守りネットワーク」を立ち上げることとしました。

町内ではこれまでも、自治会・町内会や関係機関等によりそれぞれ見守り活動を行って頂きましたが、今後は、民間事業者や各種団体など、できるだけ多くの方々にご協力を頂きながら、見守り体制の拡大による「支え合い」「助け合い」を推進するため、町民の皆さんのご協力をお願いします。

1. 地域見守りネットワークとは？

町民の皆さんが日常生活や仕事の中で見守り活動を行い、「ちよつとした異変」に気付いたときに役場へ連絡して頂くことで、高齢者の孤立防止、高齢者や児童虐待の防止、消費者被害等の防止を図るものです。

2. 対象者は？

高齢者、しょうがい者及び子どもを対象とします。

3. どのようなことを行うの？

町民の皆さんが日常生活や仕事の中で、次のようなことを目にした時、気になった場合に役場へ連絡して頂きます。

役場では連絡の内容に応じた関係機関と連携し、必要な支援や継続的な見守りを行います。

4. 連絡先

子どもに関することは
教育委員会 ☎ 2083
高齢者・しょうがい者に関することは
健康福祉課 ☎ 4556

※夜間、休日は役場早来庁舎（☎ 2511）へご連絡ください。

なお、生命に危険があるなど緊急時は110番通報してください。

5. 見守り活動を行うにあたって

▼日常生活や仕事の中の一部

具合が悪い？

- ・新聞や郵便物がたまっている。
- ・昼間でもカーテンが閉まっている。
- ・昼夜を問わずに家の電気が点灯（消灯）されていない。
- ・ここ数日姿を見かけないなど。

認知症かも？

- ・最近、物忘れが多くなり、同じことを繰り返している。
- ・不自然（季節に合わない服を着ている。服が汚れているなど）な服装で歩いている。
- ・自宅への帰り道が分からないなど。

悪質商法かも？

- ・普段見かけない人がよく家に入っている。
- ・最近、お金の困っている様子だ。
- ・不必要と思われる商品が多くあるなど。

虐待かも？

- ・自宅から怒鳴り声や悲鳴がよく聞こえる。
- ・不自然なあざや傷が頻繁に見られるなど。



として、できる範囲で活動します。

▼見守り活動で知り得た個人情報（住所、名前、生年月日等）が外部に漏れることがないようご配慮願います。

▼見守られる方のプライバシーにも配慮しながら、「見張り」や「監視」にならないようにご配慮願います。